

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(法律第 145 号)抜粋

第 3 条 都道府県知事の諮問に応じ、薬事(医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。)に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(政令第 11 号) 抜粋

第 1 条の 3 法第 3 条第 1 項の政令で定める事務は、次のとおりとする。

- 1 法第 6 条の 2 第 1 項の都道府県知事の認定に係る事務
- 2 法第 6 条の 3 第 1 項の都道府県知事の認定に係る事務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(法律第 145 号)抜粋

(地域連携薬局)

第 6 条の 2 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

(専門医療機関連携薬局)

第 6 条の 3 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。

山梨県附属機関の設置に関する条例（山梨県条例第 3 号）抜粋

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表第 1 に掲げる機関を設置し、その担任する事務は、同表の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（法令の規定により設置される附属機関の名称及び担当事務）

第 3 条 法令の規定により設置される附属機関の名称及びその担任する事務は、別表第 3 の附属機関欄及び担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 4 条 附属機関は、別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の委員の要件欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

（会長等）

第 5 条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、執行機関の規則で定める場合を除くほか、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第 7 条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

別表

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	20 人以内	1 学識経験のある者 2 消費者を代表する者 3 薬事業者を代表する者 4 関係行政機関の職員	2 年

令和3年度山梨県薬事審議会委員

委員氏名	役職名	分野	委嘱・任命期間
宮澤 敏彦	山梨県医師会 理事	学識経験者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
大森 一令	山梨県歯科医師会副会長	学識経験者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
佐藤 悦子	山梨県看護協会会長	学識経験者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
内藤 貴夫	山梨県薬剤師会会長	薬事関係者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
小林 茂久	山梨県病院薬剤師会会長	薬事関係者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
横塚 隆志	山梨県医薬品卸協同組合理事長	薬事関係者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
諸平 あゆみ	山梨県医療機器販売業協会理事長	薬事関係者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
高村 里子	山梨県連合婦人会会長	消費者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
新田 治江	山梨県消費生活研究会連絡協議会会長	消費者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日
中根 貴弥	富士・東部保健所長	行政関係者	令和4年2月17日～ 令和6年2月16日

事務局【衛生薬務課 電話055-223-1491】

大澤 かおり	衛生薬務課 課長
岸本 里香	衛生薬務課 食品・衛生指導監
杉本 繁信	衛生薬務課 課長補佐
小澤 敦士	衛生薬務課 主任
三浦 総一郎	衛生薬務課 主任
木村 浩之	衛生薬務課 主任